

外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について 新旧対照条文

○外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について（平成四年十二月二十一日 四貿局第
四九二号）
（傍線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>1 役務取引許可の対象 (1) (略) (2) 用語の解釈 外為令別表、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）及びこの通達における用語の解釈は、別紙1に掲げるもののほか、次のとおりとする。 ア～サ（略） (3) (略)</p> <p>2 役務取引の許可 (1) 根拠法令及び事務の取扱い 特定技術を非居住者に対して提供することを目的とする取引を行うおうとする居住者は、外為法第25条第1項第一号の規定に基づき、経済産業大臣の許可を受けなければならない。 なお、この経済産業大臣の許可（役務取引許可の有効期限の延長又は許可証の内容変更を含む。）に関する事務は、別紙2-2に定める事務取扱区分により、貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局（経済産業省設置法（平成11年法律第99号）第12条でいう経済産業局（通商事務所を含む。）をいう。以下同じ。）若しくは沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課が行う。ただし、<u>「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第1号。以下「取</u></p>	<p>(略)</p> <p>1 役務取引許可の対象 (1) (略) (2) 用語の解釈 外為令別表、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）及びこの通達における用語の解釈は、別紙1に掲げるもののほか、次のとおりとする。 ア～サ（略） (3) (略)</p> <p>2 役務取引の許可 (1) 根拠法令及び事務の取扱い 特定技術を非居住者に対して提供することを目的とする取引を行うおうとする居住者は、外為法第25条第1項第一号の規定に基づき、経済産業大臣の許可を受けなければならない。 なお、この経済産業大臣の許可（役務取引許可の有効期限の延長又は許可証の内容変更を含む。）に関する事務は、別紙2-2に定める事務取扱区分により、貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局（経済産業省設置法（平成11年法律第99号）第12条でいう経済産業局（通商事務所を含む。）をいう。以下同じ。）若しくは沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課が行う。ただし、<u>「一般包括輸出許可等取扱要領」（平成6年3月18日付け6貿第211号・輸出注意事項6第6号。以下「取扱要領」と</u></p>

扱要領」という。)に定める一般包括役務取引許可及び特定包括役務取引許可に関する事務については、取扱要領の定めるところによる。

(2)～(5) (略)

(6) 運用通達 1-1 (7) (イ) ただし書きにいう「他の貨物の部分をなしているものであって、当該他の貨物の主要な要素となっていないと判断されるもの」に内蔵されている技術データであって、当該組み込まれている貨物を使用するための技術データについては、外為令別表の 1 から 15 までの項の中欄に掲げる技術のいずれにも該当しないものとして扱う。

別紙 1

外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈
1～5	(略)	(略)
6	必要な技術	(略)
	輪郭制御をすることができる軸数	2の「輪郭制御をすることができる軸数」の解釈に同じ。
	数値制御	(略)
	(略)	(略)
7	(略)	(略)
	物理的シミュレーションプログラ	(略)

いう。)に定める一般包括役務取引許可及び特定包括役務取引許可に関する事務については、取扱要領の定めるところによる。

(2)～(5) (略)

(6) 運用通達 1-1 (7) (イ) ただし書きにいう「他の貨物の部分をなしているものであって、当該他の貨物の主要な要素となっていないと判断されるもの」に内蔵されているプログラムであって、当該組み込まれている貨物を動作させるプログラムについては、外為令別表の 1 の項から 15 の項までの中欄に掲げる技術のいずれにも該当しないものとして扱う。

別紙 1

外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈
1～5	(略)	(略)
6	必要な技術	(略)
	(新設)	
	数値制御	(略)
	(略)	(略)
7	(略)	(略)
	物理的シミュレーションプログラ	(略)

ム	
<u>マイクロプロセッサ</u>	マイクロコンピュータを除き、デジタルシグナルプロセッサ、デジタルアレイプロセッサ、デジタルコプロセッサ及び複数のチップから構成されたものであって、一緒に動作することによりマイクロプロセッサ機能を与えるように設計したチップセットを含む。
<u>削除</u>	<u>削除</u>

ム	
(新設)	
<u>複合理論性能</u>	<p>複合理論性能は、1秒間当たりの100万理論演算(Mtops)で与えられる計算性能の尺度である。</p> <p>算出方法で使用する略語を次に示す。</p> <p><u>CE</u>：計算要素（演算論理ユニット(ALU)がその典型)</p> <p><u>FP</u>：浮動小数点</p> <p><u>XP</u>：固定小数点</p> <p><u>t</u>：実行時間(単位マイクロ秒)</p> <p><u>XOR</u>：排他的論理和</p> <p><u>CPU</u>：中央処理装置</p> <p><u>TP</u>：(単一計算要素の)理論性能</p> <p><u>CTP</u>：(複合計算要素の)複合理論性能</p> <p><u>R</u>：実効演算速度</p> <p><u>WL</u>：語長</p> <p><u>L</u>：語長補正係数</p>

add : 加算命令

mult : 乗算命令

divide : 除算命令

reciprocal : 逆数演算命令

CEの組合わせにおけるCTPの算出は、以下の3ステップによる。

1 各々のCEについて、Rを算出する。

2 RにLを乗じ、各CEのTPを求め、その後最大値を選ぶ。

3 2個以上のCEを有する場合は、TPを組合わせてその集合におけるCTPを求める。

注1 : 複数のCEの集合において、共有された記憶装置と共有されない記憶装置の両方を有する場合のCTP値の計算は、二段階で順次行う。最初、記憶装置を共有するCEの集まりの集合、次に、記憶装置を共有しない複数のCEに対する算出方法を用いて、CTPを求める。

注2 : 入出力機能及び周辺機能（例、ディスク駆動装置、通信制御装置及び表示装置）に限られたCEはCTPの算出に加える必要はない。

イ 各CEのRを算出する方法

注 : 演算速度は、以下に基づく各オペランド長に対する最高速実行命令を使って、パイプライン演算と非パイプライン演算を共に考慮し、すべてのオペランド長について算出する。

1 パイプライン演算又はレジスタ・レジスタ演算。ただし、例えば0又は1の乗算といった、予め決まっているオペランドからの異常に短い実行時間は除く。

なお、レジスタ・レジスタ演算がなければ2を参照のこと。

2 レジスタ・メモリ演算とメモリ・レジスタ演算のうちの速いもの。

なお、レジスタ・メモリ演算もメモリ・レジスタ演算もなければ3を参照のこと。

3 メモリ・メモリ演算

上記の各々について、製造者から保証された最短の実行時間を使用する。

(一) CEがXPのみを有する場合、R XPは、 $1/3 \times t$ XP add

加算命令がない場合は、R XPは、

$1/t$ XP mult

加算命令も乗算命令もともにない場合は、算術演算で最高速のものを使う。この場合RXPは、

$1/3 \times t$ XP

算出する際は、注2及び注3を参照のこと。

(二) CEがFPのみを有する場合、RFPは、 $1/t$ FP add又は $1/t$ FP multの最大値。算出する際は、注2及び注4を参照のこと。

(三) CEがXPとFPの両方を有する場合は、R XPとR FPの両方を算出する。

(四) 計算要素が算術演算命令を有しない簡単な論理演算プロセッサの場合、

$1/3 \times t \log$

ここで、t logはXORの実行時間。XORを有しない論理演算のハードウェアでは、簡単な論理演算で最高速のものを使用する。算出する際は、注2及び注4を参照のこと。

(五) CEが算術演算命令も論理演算命令も有しない特殊な論理演算プロセッサの場合

$R = R' \times WL / 64$

ここで、R' は毎秒当たりの演算結果の数W

Lはその論理演算を行うビット数64は64ビット演算に正規化する係数

注1：1クロックサイクル毎に1つの算術演算又は論理演算をパイプライン処理できるCEでは、パイプライン速度が適用される。このようなCEのRはパイプライン速度と非パイプライン速度を比較し速い方を採用する。

注2：単一サイクルに特別なタイプの演算を複数実行するCEの場合（例えば1サイクルに2つの加算又は1サイクルに2つの同一の論理演算を実行するもの）実行時間tはサイクル時間をマシンサイクル当たりの同じ種類の演算の数で除した値とする。単一マシンサイクルに異なったタイプの算術演算又は論理演算を実行するCEは、同時動作するCEが複数あるものとする。（例えば、1サイクルに加算と乗算を実行するCEは、1つは、1サイクルに加算を実行し、もう1つは、1サイクルに乗算をする、2つのCEとして扱われる。）単一の計算要素がスカラ機能とベクタ機能の2つを有する場合は、実行時間の短い方の値を使用する。

注3：浮動小数点の加算命令と乗算命令をともに有せず、CEが浮動小数点の除算命令を実行する場合は、 $RFP = 1 / t$ FP divide浮動小数点の加算命令、乗算命令及び除算命令も有せず、CEが浮動小数点演算の逆数演算命令を実行する場合は、 $RFP = 1 / t$ FP reciprocal特別の命令がなければ、実効浮動小数点演算速度は0となる。

注4：簡単な論理演算は、1つの命令で、与えられた長さの2つのオペランドの単一論理操作を実行することをいう。

複雑な論理演算は、1つの命令で、2つ以上のオペランドから1つ以上の結果を生む複数の論理操作を実行する。

ロ CEのRからTPを算出する。イで得た、それぞれのRを語長補正係数Lにより以下の算出式により補正しTPを算出する。ただし、この補正は、排他的論理和を使用しない特殊な論理演算プロセッサには適用せず、その場合、TP=Rとする。

$$TP=R \times L$$

ここで、 $L = (1 / 3 + WL / 96)$

注：この計算で使用される語長(WL)はビットで表わしたオペランド長である。(ある演算が異なったオペランド長を使用している場合は最長のものを選ぶ。)浮動小数点プロセッサ又は浮動小数点ユニットの仮数演算部及び指数演算部の組合わせは、2つのCEとはみなさずCTP算出で用いられるデータ表示のビット数(例えば、32又は64)と同じWLを有する1つのCEとする。

ハ 個々のTPのうち以下の各項に対して最大のものを選ぶ。

- (一) XPのみを有する各々のCE(R XP)
- (二) FPのみを有する各々のCE(R FP)
- (三) XPとFPの両方を有する各々のCE(R)

(四) 算術演算命令を有しない簡単な論理演算プロセッサの各々のCE

(五) 算術演算命令も論理演算命令も有しない特殊な論理演算プロセッサの各々のCE

ニ 複数のCPUを含む複数のCEの集合のCTPを算出する。

- (一) 単一のCEを有するCPUに対しては、CTP=TPとする。

注：固定小数点演算も浮動小数点演算も実行できるCEでは、TPiはTP XP、TP FPの最大値

(二) 同時に動作する複数のCEの集合では、 $CTP = TP1 + C2 \times TP2 + \dots + Cn \times TPn$

ここで、TPiは各々の理論性能の値の大きなものからTP1、TP2、…、TPnと並べたものであり、Ciは次の1及び2のようにCE間のつながりの強さで決まる係数である。

注：記憶装置を共有することとは、CEが半導体メモリの共通セグメントにアクセスする場合をいう。この記憶装置とはキャッシュメモリ、主記憶、その他の内部メモリを含む。ただし、ディスク駆動装置、テープ駆動装置、RAMディスク装置等の周辺記憶装置は含まない。

1 記憶装置を共有するCEに対しては、 $C2 = C3 = C4 = \dots = Cn = 0.75$

2 記憶装置を共有し、かつ、以下の条件をすべて満たす場合は、以下の算出式によりCiを決定する。ただし、この算出式は電子計算機のCTPを算出する場合のみに適用する。

条件は次のとおり。

一 1のCiを用いてCTPを算出した結果が194Mtops以下であること。

二 各々のCE又はCEの集まりのTPiが30Mtopsを超えないこと。

三 各々のCE又はCEの集まりは単一チャネルで主記憶装置(キャッシュメモリを除く。)へアクセスすること。

四 各々のCE又はCEの集まりがどの時点でも1つだけが単一チャネルを使用することができること。Ciの算出式は次のとおり

$$C_i = 0.75 / \sqrt{m}$$

ここに、 m はアクセスを共有する各々のCE又はCEの集まりの数、 3 記憶装置を共有せず1つ以上のチャンネルとつながれている複数のCE又はCEの集まりに対しては、

$$C_i = 0.75 \times K_i \quad (i = 2, \dots, 32)$$

(注1 参照)

$$C_i = 0.60 \times K_i \quad (i = 33, \dots, 64)$$

$$C_i = 0.45 \times K_i \quad (i = 65, \dots, 256)$$

$$C_i = 0.30 \times K_i \quad (i > 256)$$

ここに、 C_i はCTPを計算するための係数である(CEの番号で決まる) K_i は $\text{MIN}(S_i / K_r, 1)$ K_r は正規化するための係数であり20メガバイト/秒とする。

S_i は i 番目のCE又は記憶装置を共有するCEの集まりに接続される全てのチャンネルの最大データ転送速度(メガバイト/秒)の総和であり、個々のCE又はCEの集まりとその最も近くの記憶装置又は関連装置との間を転送するチャンネルは含めない。

注1: いずれかのCE又はCEの集まりのTP $_i$ が50Mtopsを超える場合は、2番目から12番目のCEには K_i の係数は使わない。

注2: 複数のCEを有する1つの集まりの C_i を算出する場合、CEの集まりの中の最初のCEの番号で C_i の上限値を決める。例えば、各々3つのCEを有するグループの集合で、22番目のグループは64番目、65番目及び66番目のCEを有している。この集まりの C_i の上限値は0.60である。

注3: 複数のCE又はCEの集まりの集合はTPの最高速のものから最低速のものへと並べる。即ち、 $TP_1 \geq TP_2 \geq TP_3 \dots \geq TP_n$ 、かつ、 $TP_i = TP_{i+1}$ の場合は、 C_i が最大のものから最小のものへと並べる。

即ち、 $C_i \geq C_{i+1}$

注1：全てのCEを同時に動作できない集合の場合には、CEの可能な組合わせのうち、最大のCTPとなる組合わせを使用する。個々のCEのTPは複合体のCTPが算出される前に理論上可能な最大値で算出すること

○
なお、同時に動作する複数のCEの可能な組合わせを決定するために、最も遅いCE（その動作を完了するサイクル数が最大のもの）から開始し、最も速いCEで終了するような複数のCEの動作を起動させる命令シーケンスを生成する。シーケンスの各々のサイクルにおいて、複数のCEの組合わせがそのサイクルの間で動作する場合、それは同時動作が可能な組合わせとする。なお、同時動作が可能であるか否かは、ハードウェア及びアーキテクチャの制約を考慮しなければならない。

注2：単一の集積回路チップ又はボードアセンブリは複数のCEを含むことがある

○
注3：電子計算機の製造者が、電子計算機のマニュアル又はパンフレットで同時の動作又は実行を公表している場合には、同時動作があるものと想定する。

注4：ローカルエリアネットワーク、ワイドエリアネットワーク、入出力装置を共有するための接続装置（接続機能を含む。）、入出力制御装置による相互接続及びソフトウェアで実現されている通信接続の場合、CEの組合わせとしてCTPに加算する必要はない。

注5：CEの集合によりCTPを向上するように特別に設計され、かつ、同時動作が可

	<u>ベクトル演算器</u>	<u>浮動小数ベクトル演算を複数同時に実行する命令が組み込まれたプロセッサ要素であって、少なくとも一つのベクトル演算ロジックユニットを有するもの</u>
	<u>ベクトル</u>	<u>32ビット以上の1次元配列をいう。</u>
	<u>一六ビットの固定小数点積和演算処理を一サイクル当たり四を超えて実現できるように設計したもの</u>	<u>音声や画像などのアナログ情報をデジタル的に処理するものをいう。デジタルシグナルプロセッサともいう。</u>
		<u>拡張命令を通じてアナログ情報をデジタル的に処理するものを除く。</u>
8	(略)	(略)
9	(略)	(略)
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
	(略)	(略)

		<u>能なものうち記憶装置を共有するか又は記憶装置とCEの組合わせを複数個有し、特別に設計したハードウェアを用いて同時動作させている複数のCEについては、それぞれのTPを加算しCTPを算出しなければならない。</u>
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
8	(略)	(略)
9	(略)	(略)
	<u>ダイナミックルーティング方式</u>	<u>時時刻刻変化するトラヒックの状態の検知及び解析に基づき自動的な経路選択を行う方式(あらかじめ定められた情報に基づき経路選択を行うものを除く。)をいう。</u>
	(略)	(略)

10～14	(略)	(略)
15	(略)	(略)
	ソースコード	(略)
	水中ソナー航法装置	水上船に組み込むように設計したもの又は位置情報を提供する水中ビーコン若しくはブイを必要とするものを除く。
16	(略)	(略)

別紙2 削除

別紙2-2 役務取引許可事務の取扱区分

1 役務取引の許可

外為法第25条第1項第一号の規定に基づく役務取引の許可事務は、次の区分により行う。

(1) (略)

(2) 役務取引許可事務の取扱区分

役務取引の許可事務は、次の区分により行う。

ア 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行う取引

(ア) 取扱要領のI3(2)の一般包括役務取引許可の範囲(以下「一般包括役務取引許可範囲」という。)における取引(取扱要領別紙3(5)の規定中一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引及び同(7)の規定に基づき一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引並びに本別紙の1(2)イにおいて安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行うこととされている取引を含む役務取引契約による取引

10～14	(略)	(略)
15	(略)	(略)
	ソースコード	(略)
	(新設)	
16	(略)	(略)

別紙2 削除

別紙2-2 役務取引許可事務の取扱区分

1 役務取引の許可

外為法第25条第1項第一号の規定に基づく役務取引の許可事務は、次の区分により行う。

(1) (略)

(2) 役務取引許可事務の取扱区分

役務取引の許可事務は、次の区分により行う。

ア 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行う取引

(ア) 取扱要領のIのI-1の2の2の規定に基づき貿易経済協力局長が別に定める一般包括輸出許可等について(平成8年9月6日付け8貿局第376号・輸出注意事項8第21号。以下「一般包括通達」という。)のIの1の(2)の第1種一般包括役務取引許可の範囲(以下「第1種一般包括役務取引許可範囲」という。)における取引(取扱要領のIのI-1の四の2の(1)、(2)及び(3)の規定中第1種一般包

を除く。)

(イ) 削除

イ 安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行う取引

(ア) 一般包括役務取引許可範囲以外の範囲における取引並びに本別紙の1(2)アの規定により経済産業局又は沖縄総合事務局が役務取引の許可を行う取引の対象外となっている取引

(イ) (略)

2～3 (略)

別紙3～4 (略)

参考様式1～2 (略)

参考様式3

申請日 年 月 日

申請理由書 (延長又は変更)

経済産業大臣 殿

申請者

括役務取引許可の効力を失うものとされる取引及び(5)の規定に基づき第1種一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引並びに本別紙の1(2)イにおいて安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行うこととされている取引を含む役務取引契約による取引を除く。)

(イ) 取扱要領のIのI-2の二の二の規定に基づき貿易経済協力局長が別に定める一般包括通達のIIの1の(2)の第2種一般包括役務取引許可の範囲(以下「第2種一般包括役務取引許可範囲」という。)における取引(取扱要領のIのI-2の四の2の(2)及び(3)の規定中第2種一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引及び(4)の規定に基づき第2種一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引並びに本別紙の1(2)イにおいて安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行うこととされている取引を含む役務取引契約による取引を除く。)

イ 安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行う取引

(ア) 第1種一般包括役務取引許可範囲及び第2種一般包括役務取引許可範囲以外の範囲における取引並びに本別紙の1(2)アの規定により経済産業局又は沖縄総合事務局が役務取引の許可を行う取引の対象外となっている取引

(イ) (略)

2～3 (略)

別紙3～4 (略)

参考様式1～2 (略)

参考様式3

申請日 年 月 日

申請理由書 (延長又は変更)

経済産業大臣 殿

申請者

